

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地	平成25年8月20日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) オムロン株式会社 代表取締役社長 山田 義仁 電話 075-344-7000
---	--

主たる業種	その他産業機器の製造業					細分類番号	2	9	2	0		
事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで											
基本方針	オムロングループの社憲・企業理念の基づき、国際社会の一員としてCSRを深く意識し、社会にとって有用な商品を提供することを、最小限のヒト・モノ・カネ・エネルギーなどの経営資源で実現するため、G-EMSの環境方針を定め環境に配慮したグローバル事業活動を推進する。											
計画を推進するための体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進する。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20-22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	9,329.0トン	8,848.4トン	7,428.8トン	トン	-12.8	バーセント					
	評価の対象となる排出の量	10,032.6トン	8,847.6トン	7,413.7トン	トン	-19.0	バーセント					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	CRの停止、ボイラー停止(7~9月)、その他設備の運転時期見直し(京阪奈)。効率的なコーチェネーションの管理、外灯の消灯管理、食堂照明や事務フロアの照明制御など継続的削減の効果が現れた。(綾部・京都・スマート省電力モニタリング専門導入による)監視(綾部)										
	事業の用に供する建物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	研究所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1000)	310.97	294.95	247.63		-12.76	バーセント				
		事業活動に伴う排出の量 ()						バーセント				
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	同上										
		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	104.0 パーセント	104.0 パーセント	112.0 パーセント	パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努めた。										
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努めた。										
	(25)年度											
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし。(京阪奈・綾部) 京都は自動車通勤を認めていない。										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	特になし。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.8 トン	15.1 トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	合計	0.8 トン	15.1 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	5/19には57名、11/10には51名の参加で長刀坂国有林での森林活動(広葉樹間伐によるアカマツ再生)を実施(京阪奈・綾部でもそれぞれ実施)。											
特記事項	温室効果ガスの排出の量の基準値設定については、京都市、京都府の了解をとり、2010年度の数値で基準値を設定。 理由: 2008年度~2009年度の京都事業所(オムロン及びオムロン関係会社)の数値については、別管理で報告していたが、2010年度より、オムロン(京都)事業所に関係会社2社を統合したため。(京都事業所のみ)(京阪奈、綾部についての基準値の設定は、20年~22年の平均値で行なう。)											

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。